

地独評委第13号
平成24年 1月20日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）に係る業務方法書の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第22条第1項の規定に基づき平成24年1月12日付け総医第245号で法人から知事に対し認可の申請のあった業務方法書の変更については、認可することが適当である。